



発行／鴨川市

編集／経営企画部経営企画課

秘書広報係

☎(7093)7842

緊急事態宣言が延長

国の「緊急事態宣言」の延長および基本的対処方針が示されたことを踏まえ、県はこれまでの措置を5月31日(日)まで継続することを発表しました。千葉県は、特定警戒都道府県として、特に感染の防止を強める区域とされています。市民の皆様にはご不便をおかけしますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、不要不急の外出の自粛などに、ご理解・ご協力をお願いします。

市の新型コロナウイルス対策全般については、ふれあいセンターの健康推進課〔☎(7093)7111〕へ問い合わせください。

※緊急事態宣言の解除基準については、5月14日に国から公表される予定のため、内容が変更となる場合があります。

《市民の皆様へのお願い》

1. 生活の維持に必要な場合を除き、昼夜を問わず、不要不急の外出を自粛してください
2. スーパーなどに買い物へ出かけるときは、必要最小限の人数で、混雑時を避けてください
3. 公園などを利用する際は、少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとってください

新型コロナウイルス感染症を予防するには…

1. 不要不急の外出の自粛
2. 咳エチケットや手洗いの励行
3. 換気が悪く、人が密に集まって過ごす空間、不特定多数の人が接触する恐れが高い場所を避ける

感染したかも、と思ったら…

《感染が疑われる症状(厚生労働省の受診の目安)》

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や妊婦、基礎疾患のある方は、症状が2日程度続く場合

◎新型コロナウイルス感染症が疑われる方に、医療機関を受診すべきかどうか、また受診できる体制が整った外来がある医療機関を紹介します。最寄りの保健所が相談センターとなります。

■帰国者・接触者相談センター 《平日受付 午前9時から午後5時まで》

- ・ 安房健康福祉センター ☎ 0470(22)4511
- ・ 鴨川地域保健センター ☎ (7092)4511

◎感染症に関する一般的な電話相談を行いたい方は、以下の相談窓口にご相談ください。

■千葉県コロナウイルス感染症 電話相談窓口(コールセンター)

☎ 0570(200)613 《24時間対応 土・日曜日、祝日を含む》

1人あたり10万円を給付 特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症にかかる経済対策として、特別定額給付金を給付します。現在、鴨川市では、すべての世帯に対して申請書を発送するため、特別定額給付金受付窓口を設置し、準備を進めています。

■給付対象者

基準日(令和2年4月27日)時点で、住民基本台帳に記録されている方
※収入による条件はありません

■受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

■給付金額

給付対象者1人につき 10万円

■申請期間

令和2年5月28日(木)～8月28日(金)

※オンライン申請は5月15日(金)から受け付け

■問い合わせ

▽特別定額給付金受付窓口専用電話
〔☎(7092)0510〕

※配偶者やそのほか親族からの暴力を理由に避難している方は、ふれあいセンターの福祉総合相談センター〔☎(7093)1200〕まで早めにご相談ください

▽特別定額給付金コールセンター
☎フリーダイヤル〔0120(260020)〕

■申請方法 郵送またはオンラインで

5/28
から

1) 郵送で申請

市から受給権者宛てに
申請書が送付
《5月下旬までに郵送》

↓
申請書の振込先口座欄に
振込先口座を記入

↓
①申請書
②振込先口座確認書類
③本人確認書類の写しの
3点を市役所窓口へ送付

5/15
から

2) オンラインで申請

※マイナンバーカードをお持ちの世帯のみ

「マイナポータル」にアクセス
※カード読み取り対応のスマートフォンまたはパソコンとICカードリーダーが必要

↓
必要事項を入力

↓
振込先金融機関口座確認書類を
アップロードし、暗証番号を入力
して送信

↓

給付 給付対象者1人につき10万円

◎5月下旬から順次振り込みます

受給権者(世帯主)が指定した金融機関口座で家族分を受給

あなたの
10万円が
狙われています！

詐欺にご注意ください！

「特別定額給付金」については、現時点で、市や総務省などが、住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を、電話や郵便、メールで問い合わせすることは、絶対にありません。ご自宅や職場などに、市や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便・メールが届いたりした場合は、市役所や鴨川警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。

※市や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません

※市や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません

「特別定額給付金」のよくあるご質問

●4月27日(基準日)に生まれた子どもは給付対象者となりますか？

○給付対象者となります。ただし、4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

●基準日以降に亡くなった人は、給付対象者となりますか？

○基準日(4月27日)以降に亡くなられた方についても、給付対象者となります。

●給付金を受け取るのは、誰ですか？

○受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

●申請書以外に準備すべき書類はありますか？

○それぞれの申請方式により、以下の書類が必要となります。

【郵送申請方式】

①本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写しなど)

②振込先口座の確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し)

【オンライン申請方式】

①振込先口座の確認書類 ※電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要となります

●世帯主が、身体が不自由で、自分で申請できない場合は、どのように申請したらいいですか？

○本人による申請が困難な方は、郵送または窓口での代理人による申請も可能です。基準日(4月27日)時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成員や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方などで、市長が特に認める方(民生委員や自治会長、親類など、世帯主の身の回りの世話をしている方)による代理申請が認められます。代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。

●市から申請書が届く時に、帰省していて自宅で郵便物を受け取れない場合はどうすればいいですか？

○日本郵便の転送サービス(※)をご利用いただくことで、郵便物を居所へ転送できます。

※インターネット(<https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>)で申し込みできます。インターネットをご利用できない場合は、ご本人の本人確認書類・旧住所が確認できる書類(運転免許証・住民票など)を最寄りの郵便局へお持ちいただき、郵便局に備え置いている転居届に必要事項を記載して申し込みできます。マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請が可能です。

●給付金はどのように受け取るのですか？

○原則として、本人名義の銀行口座への振り込みとなります。

●世帯全員分の受給を辞退するには、どうすればいいですか？

○郵送された申請書を返送しなければ給付されませんので、辞退することができます。

●支給対象者の全員分ではなく、一部の人の分だけ給付を受けることは可能ですか？

○給付を受けないこと、世帯のうち、一部の人の分だけ給付を受けることもできます。

生活にお困りの方に対する支援

事業名・問い合わせ	内 容
鴨川市福祉資金 コロナ特例貸付 鴨市社会福祉協議会 ☎(7093)0606 (平日 午前9時～午後5時)	市内在住の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などによる収入減、または生活費の支出増加などで、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯に、無利子で5万円以内を貸し付けます。 ※生活保護世帯や、従前から就業していない方、暴力団および暴力団の世帯員の方は、原則対象外
千葉県社会福祉協議会の 生活福祉資金貸付制度 鴨市社会福祉協議会 ☎(7093)0606 (平日 午前9時～午後5時)	緊急小口資金(特例貸付) 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸し付けを必要とする世帯に対し 20 万円以内で貸し付け(無利子)。 総合支援資金(特例貸付) 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、単身世帯は月 15 万円以内、複数世帯には月 20 万円以内(原則として3カ月以内)で貸し付け(無利子)。
住居確保給付金 鴨福祉総合相談センター ☎(7093)1200 (平日 午前8時30分～午後5時15分)	新型コロナウイルス感染症の影響で休業などにより収入が激減し、家賃が支払えなくなった方で就業意欲のある方を支援するものです。要件を満たせば、原則3カ月にわたり、家賃の支援を受けることができます。相談の際には事前にご連絡をお願いします。

事業者向けの支援

事業名・問い合わせ	内 容
持続化給付金(経済産業省) 鴨持続化給付金事業コールセンター ☎フリーダイヤル[0120(115)570] (平日・休日 午前8時30分～午後7時) 詳しくは、持続化給付金のホームページ (https://www.jizokuka-kyufu.jp)	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売り上げが前年同月比で 50%以上減少している事業者で、今後も事業を継続する意思がある事業者に対し、給付されるものです。 ■対象事業 農業・漁業・製造業・飲食業・小売業など幅広い業種で事業収入(売り上げ)を得ている法人、個人 ■給付額 法人は200万円 個人事業者は100万円 ※ただし、昨年1年間の売り上げからの減少分を上限とします ■売り上げ減少分の計算方法 前年の総売り上げ(事業収入)－(前年同月比マイナス 50%月の売り上げ×12 カ月) ■申請方法 オンライン提出(申請支援窓口の設置が予定されており、詳細が決まり次第公表されます)

◎市が「持続化給付金」の申請手続きをサポート

上記「持続化給付金」の支給について、市では、5月18日(月)から、パソコンやスマートフォンに不慣れな個人事業者の方を対象に、持続化給付金の申請手続きをサポートします。

■対象者(①・②両方に該当する方)

①法人登録をされていない個人事業者(フリーランスを含む)

②インターネットに接続可能なパソコンまたはスマートフォンをお持ちの方

・3密を避けるため、事前予約制で行います。

〔予約専用電話☎(7093)7836 (平日 午前9時～午後5時)〕

・ご自身のパソコン、スマートフォンなどをお持ちいただきます。

・パソコン、スマートフォンへの入力などについては原則として、申請者にしていただきます。

・パソコン、スマートフォンをお持ちでない方については、国が開設予定の「申請サポート会場」で手続きをお願いします。

事業名・問い合わせ	内 容
千葉県中小企業再建支援金 ㊟千葉県中小企業再建支援金相談センター [☎0570(04)4894] [6月までは午前9時～午後6時(土・日・祝日含む)、7月からは午後5時まで(平日のみ)] 詳しくは、千葉県中小企業再建支援金特設サイト (https://www.chiba-shienkin.com)	売り上げが前年同月と比較して50%以上減少している県内中小企業者および個人事業者(農業・林業・漁業は対象外)に対し、支援金を給付するものです。ただし、県の休業要請の対象業種の場合、休業要請に協力いただくことが、支給要件となります。 ■支給金額 賃借している事業所の数に応じて以下の額を支給(最大40万円) (1) 賃借している事業所がない場合は20万円 (2) 1事業所を賃借している場合は30万円 (3) 複数の事業所を賃借している場合は40万円 ■申請期限 令和2年8月31日まで ■申請方法 オンライン提出または郵送

※そのほか雇用調整助成金や学校等休業助成金、中小企業者の資金繰り支援などがあります

市税の徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった方で、一時に市税の納付を行うことが困難な場合は、1年間、市税の徴収猶予を受けることができます。

※徴収猶予の特例制度により、市税の徴収猶予申請を行う場合には、担保の提供は不要、猶予期間中の延滞金もかかりません。また、猶予期間の途中での分割納付や事業の状況に応じて納付していただくことも可能。

▽問い合わせ 税務課[☎(7093)7832]

固定資産税の軽減

■中小事業者などが所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の軽減

令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売り上げが、前年の同期間と比べて30%以上減少している方に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産、および事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を表のとおり軽減します。売上高の減少については、認定経営革新等支援機関等(鴨川市商工会など)で認定を受けてください。

3カ月間対前年比売上高	課税標準額
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	ゼロ

■生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者などを支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋および構築物を加えます。市商工観光課で先端設備等導入計画の認定を受けてください。

▽問い合わせ 税務課[☎(7093)7832]

国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる収入源を喪失することに伴う所得の急減により、国民年金保険料の納付が困難になった場合、申請により国民年金保険料免除申請(学生の場合は学生納付特例申請)に係る臨時特例措置が受けられます。対象となる方は、令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方で、令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得の見込額が、国民年金保険料の免除基準相当になることが見込まれる方です。免除申請の審査には、配偶者、世帯主の所得も審査対象となるため、場合によっては該当しない場合があります。また、保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、追納しない限り、将来受け取る老齢基礎年金の金額が減少します。

■申請対象 令和2年2月分から6月分まで(7月以降は再度申請が必要)

※学生の方は、令和2年2月分から令和3年3月分まで

▽問い合わせ 市民生活課保険年金係[☎(7093)7839]または木更津年金事務所[☎0438(23)7616]

市主催イベントなどの中止・延期

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、以下のイベントや事業を中止します。

下表にないイベントなどについても、中止・延期などの対応を行う場合があります。

イベント・行事名	実施予定日	対 応	問い合わせ
もぐもぐ教室(離乳食教室)	5月27日(水)	中 止	健康推進課 ☎(7093)7111
安房地域よい歯のコンクール	6月11日(木)	中 止	
人権・行政相談	5月19日(火)	中 止	経営企画課 ☎(7093)7827
子育て支援室のイベント	5月～当面の間	中 止	子ども支援課 ☎(7093)7113
市立図書館のイベント	5月～当面の間	中 止	市立図書館 ☎(7092)0312
公民館の主催行事	5月～当面の間	中 止	中央公民館 ☎(7093)1141
土曜スクール	5～6月	延 期	生涯学習課 ☎(7094)0515 ※8～9月に開校見込み
消防操法大会	5月17日(日)	中 止	危機管理課 ☎(7093)7833
津波避難訓練	6月中	中 止	
年金相談	5月28日(木)	中 止	市民生活課 ☎(7093)7839
ごみゼロ運動・まるごみ	5月31日(日)	中 止	環境課 ☎(7093)7838
天津小湊地区一斉清掃	6月下旬	中 止	
鴨川市納涼花火鴨川大会	7月29日(水)	中 止	観光協会 ☎(7092)0086
プレナスなでしこリーグ2部	リーグ戦 第1節(3月22日) 第3節(4月 5日) 第6節(5月 2日) 第8節(5月24日)	延 期 (代替開催日 未定)	オルカ鴨川FC事務局 ☎(7099)2350
	カップ戦 第3節(6月 6日) 第4節(6月14日)	中 止	

※子育て支援室(長狭・江見・天津小湊・OURS)は当面の間、休室

■男女共同参画計画アンケート発送を延期

5月15日号の広報かもがわ6ページでお知らせした「男女共同参画に関する意識調査」について、アンケート用紙の発送を当面の間、延期します。調査を再開する際、改めて広報誌でお知らせします。問い合わせは経営企画課☎(7093)7827へ。

6月・7月の 総合検診は中止

市の各種検(健)診について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る緊急事態宣言期間中は、市からの案内通知を差し控えるとともに、原則、検診を中止します。

そのため、6月18日(木)から7月6日(月)まで予定していた「総合検診」を中止するほか、各検診を下表のとおり変更します。検(健)診の申し込みをされた方には、日程や受診方法などの詳細を、各検診の1カ月ほど前に個別通知します。

今後の感染症の拡大状況により、予定がさらに変更となる場合がありますので、ご了承ください。

■令和2年度各種検(健)診の実施予定

検診の種類		対 応	実施予定日	会場
特定健診・ 後期高齢者等健診	集団健診	中 止	—	—
	医療機関健診	実 施	7月～12月	市内7つの指定医療機関
結核・肺がん検診		延 期	10月中旬～下旬	調整中
胃がん検診		延 期	10月ごろ	ふれあいセンター
肝炎ウイルス検診(※1)		中 止	—	—
前立腺がん検診		中 止	—	—
大腸がん検診		実 施	11月下旬	ふれあいセンターほか市内6カ所
骨粗しょう症検診		延 期	来年1月ごろ	調整中
乳がん検診	集団検診	延 期	来年2月25日(木)・ 26日(金)	ふれあいセンター
	施設検診	実 施	6月～来年1月(※2)	指定医療機関
子宮頸がん検診	集団検診	延 期	来年2月25日(木)・ 26日(金)	ふれあいセンター
	施設検診	実 施	6月～来年2月(※2)	指定医療機関 (亀田クリニックは12月まで)

※1) 肝炎ウイルス検診については、今年度の無料対象者は来年度も対象となります。

※2) 乳がん・子宮頸がんの施設検診は、6月から開始予定ですが、緊急事態宣言の期間中は中止しますので、市からの通知を延期する場合があります。

▽問い合わせ ふれあいセンターの健康推進課【☎(7093)7111】へ

力を合わせて乗り切ろう！ 飲食店・小売店を応援

外出の自粛要請が続き、市民生活に大きな影響を及ぼしています。中でも、飲食店や小売店などは、観光客の減少などにより、食品ロスが生まれてしまったり、多くの在庫を抱えてしまったりする方がいます。そこで、商工業者への支援として、鴨川市商工会と鴨川観光プラットフォーム株式会社が連携して、支援の輪を拡げています。市民と事業者がお互いに支え合い、この状況乗り越えましょう。

◎詳しくは、鴨川観光プラットフォーム(株)の「カモ旅」のホームページまたは各店舗に設置してあるポスターやチラシをご覧ください。



カモ旅 QRコード



公共施設などの利用休止

公共施設などの利用は、当面の間、休止します。利用再開については改めてお知らせします。

福祉センター(入浴施設・教養娯楽室)、江見老人憩の家、ふれあいセンター(会議室)、天津小湊保健福祉センター(会議室)、総合運動施設(文化体育館・陸上競技場・野球場・サッカー場・ソフトボール場・投手練習場)、社会体育施設(体育センター・大山庭球場・大川面運動広場・大川面庭球場・小湊スポーツ館・宮運動広場)、魚見塚一戦場公園(体育館・テニスコート・センターハウス多目的室)、コミュニティセンター小湊(小湊出張所は通常どおり)、鯛バス、公民館(吉尾・江見出張所は通常どおり)、わんぱくハウス、図書館、郷土資料館、文化財センター、移動教室バス、青少年研修センター

■小・中学校のグラウンドの使用について

子どもの安全な運動場所を確保するため、小・中学校のグラウンドなどの利用については、以下のとおりとします。

屋内施設については、当面の間、利用を休止します。

屋外施設については、当面の間、個人利用に限り、密集・密接を作らないよう配慮いただいたうえで、居住学区のグラウンドをご利用いただくことが可能です。小学生以下の児童については、保護者が監督してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、遊具の使用はできません。

▽問い合わせ 学校教育課〔☎(7094)0512〕

■市役所庁舎の入館

市役所は、通常どおりの業務を行っています。ただし、当面の間、不要不急な方のご来館はご遠慮ください。ご挨拶のみの面会や、名刺配布、営業行為などはお断りしていますので、ご協力をお願いします。

■市民相談室の相談

市民相談室は、当面の間、電話相談のみ受け付けます。ご希望の方は、市民相談室へ直接、お電話ください。開設日、時間の変更はありません。

▽開設日 火曜日 午後1時～午後6時30分、水・金曜日 午前9時～午後3時30分(祝日は除く)

▽電話番号 市民相談室直通〔☎(7093)7852〕

市立小中学校の臨時休業など

市内の小・中学校は、緊急事態宣言の期間である5月31日(日)まで臨時休業とします。

▽問い合わせ 小・中学校について 学校教育課〔☎(7094)0512〕

認定こども園(OURSを含む)については、通常どおり開園しています。

▽問い合わせ 認定こども園、学童クラブについて 子ども支援課〔☎(7093)7113〕

コロナに
負けるな!

